

# 業務管理体制整備 確認検査

## 業務管理体制整備確認検査について

### 【一般検査】

- 介護サービス事業者における業務管理体制の整備及び運用状況を確認するため、全ての介護サービス事業者を対象とし、定期的（概ね6年に1回）に業務管理体制の整備及び運用状況の報告を求めるもの。

＜実施方法＞：書面検査（場合により追加資料の提出や聴き取り）  
⇒内容を精査し、必要に応じて改善を求める場合がある。  
⇒改善が確認できない場合は、立ち入り検査を実施。

業務管理体制一般検査：<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000528881.html>

### 【特別検査】

- 介護サービス事業者の指定取消処分相当の事案が発覚した場合、随時その事業者に対し業務管理体制の整備状況やその運用状況を検証し、当該事案への組織的関与の有無などを検証するもの。

＜実施方法＞：立入検査（必要に応じて法人事務所などへの立ち入りや来庁による聞き取り）  
⇒役員等の組織的関与の有無を確認、改善を求める場合がある。  
⇒検証の結果、行政上の措置として改善勧告や改善命令を行う場合がある。

## 業務管理体制整備の一般検査について

- 介護サービス事業者における業務管理体制の整備及び運用状況を確認するため、全ての介護サービス事業者を対象とし、定期的（概ね6年に1回）に業務管理体制の整備及び運用状況の報告を求めるもの。

＜実施方法＞：書面検査（場合により追加資料の提出や聴き取り）  
⇒内容を精査し、必要に応じて改善を求める場合がある。  
⇒改善が確認できない場合は、立ち入り検査を実施。

年度	対象区（法人所在地）
令和5年度	淀川区、住吉区、東住吉区
令和6年度	阿倍野区、鶴見区、都島区、西区、大阪市以外
令和7年度	天王寺区、福島区、旭区、中央区、住之江区、港区
令和8年度	東成区、西淀川区、北区、浪速区、城東区
令和9年度	西成区、東淀川区、大正区
令和10年度	平野区、此花区、生野区

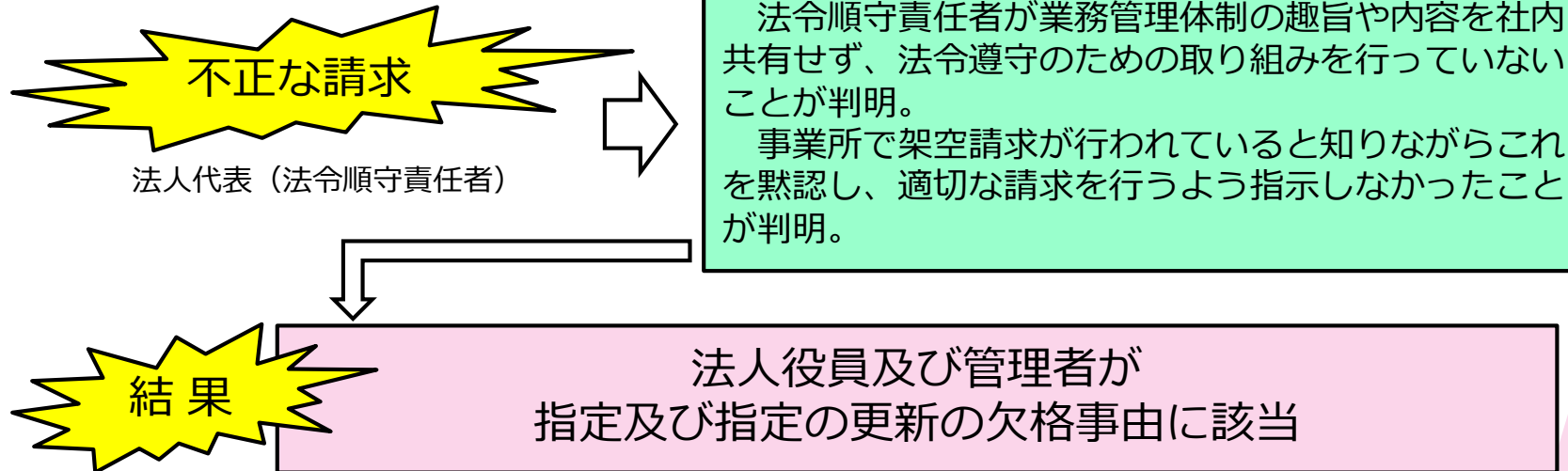
実施時期：毎年8月1日受付開始、同月末提出期限  
※該当する日が閉庁日の場合は、翌開庁日が開始又は期限となります。

大阪市ホームページ「業務管理体制整備に関する自主点検シートの提出について」に掲載する自主点検シートを作成し、【郵送】【FAX】【メール】のいずれかの方法で提出してください。

## 業務管理体制整備の特別検査について

- 介護サービス事業者の指定取消処分相当の事案が発覚した場合、その事業者に対し業務管理体制の整備状況やその運用状況を検証し、当該事案への組織的関与の有無などを検証するもの。事前に介護サービス事業者に対し書面通知し、必要に応じて法人事務所などに立ち入り、検証を行います。

### 【特別検査の事例】



※事業所の指定取消処分に至った場合に限らず、効力停止処分や利用者の生命又は安全に重大な危機を及ぼす事案など、業務管理体制の不備により不正行為を未然に防止できなかった場合には特別検査を行うことがあります。